北海道　江差町

国民健康保険税（後期高齢者支援金分）

■下記のとおり、①所得割・②資産割・③均等割・④平等割の合計で算出されます。

① 所得割
世帯の昨年の所得額（※加入者それぞれの所得額を合算）

（　　円）－ 33万円 × 2．0% ＝（　　円）①

② 資産割
世帯の本年の固定資産税額（土地・家屋分）

（　　円）　　× 14．0% ＝（　　円）②

③ 均等割
加入される方の人数

5，400円　　×（　　人）＝（　　円）③

④ 平等割
1世帯あたりの固定額

8，200円　④

合　計（後期高齢者支援分）　　※限度額：17万円

①　　円 ＋ ②　　円 ＋ ③　　円 ＋ ④　　円

＝　⑤　　円

■国民健康保険の減額について

◎世帯の所得が次の基準に該当する場合、上記の③均等割④平等割を軽減します。

・総所得金額が33万円以下　・・・ 7割軽減（0．7）
・総所得金額が33万円＋（26．5万円×加入者数）以下　・・・ 5割軽減（0．5）
・総所得金額が33万円＋（48万円×加入者数）以下　・・・ 2割軽減（0．2）

◎減額の算定

（③　　＋④　　）× 軽減割合

＝　⑥

⑤　　－ ⑥

＝　　円　後期分税額

国民健康保険税は、「医療給付費分」、「後期高齢者支援金分」、「介護納付金分」の合計にて算定していますので、ご注意下さい。